

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。

(中略)

○笠井委員

次の問題ですが、若干質疑の項目、順序を変えますけれども、先ほどありました北朝鮮問題について幾つか聞きたいと思います。

国連の安全保障理事会は、去る六月十三日に、北朝鮮による核実験の強行に対して、非軍事的、外交的対応を明確にした制裁決議を全会一致で採択いたしました。国際社会一致して北朝鮮に対して強いメッセージを送るとともに、道理ある冷静な対応をとったというのは、私、重要だというふうに評価したいと思います。

そこで、今回の決議に対する外務大臣の所見をまず伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆中曽根国務大臣

去る十三日に、全会一致で国連安保理決議の一八七四号が採択されたわけでありましたが、これは、二〇〇六年の、前回の核実験を受けて採択をされました決議一七一八号で定められました北朝鮮に対する制裁措置の強化に加えまして、武器の禁輸や、また貨物検査、そして金融面での措置などにおいて大変強い内容が盛り込まれております。これによりまして、北朝鮮に対しまして、挑発行為はみずからに不利益をもたらすだけであるということをしっかりと示す強い決議になったのではないかと、そういうふうに考えています。

我が国は、他の国々と連携をしながら、この決議を実効あらしめるよう適切な対応を早急に行う考えでございまして、また、北朝鮮に対しましても、国際社会の断固たるメッセージを真剣に受けとめて、これ以上の挑発行為を行うことなく、この安保理の決議を誠実に、また完全に実施をして、そして、拉致や核やミサイルといった、こういう諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動をとるように強く求めているところでございます。

○笠井委員

北朝鮮の今回の核実験というのは、国連安保理決議一七一八に対する明確な違反であって、私達も、国際社会の対応としては、一定の制裁強化は必要となると思います。北朝鮮が、今回の決議に示された国際社会の総意を厳粛に受けとめて、六カ国協議に即時無条件で復帰をして、核開発、ミサイル開発を放棄するように強く求めたいと思います。

そこで、この決議に対して北朝鮮はどう対応しているか、私もいろいろと調べたり見てみたりしましたが、ウラン濃縮活動の再開、それから新たに抽出したプルトニウムの全量兵器化、さらには封鎖時の軍事的対応などを発表しましたが、このような行為は核兵器開発を一層促進する軍事的挑発に大きく足を踏み出すことになる、絶対に許されないものだと思います。この点についての大臣の認識を伺いたいと思いますが、いかがですか。

◆中曽根国務大臣

今委員がお話しになられましたように、六月十三日の安保理の決議一八七四号に対しまして、

北朝鮮は、同日六月十三日、外務省声明を発出いたしました。お話ありましたように、核放棄など絶対にあり得ないものになった、また、プルトニウムの兵器化やウラン濃縮作業に取り組んでいく旨を表明しているわけでございます。

我が国を含みます国際社会の声というのは決議一八七四号に明記されているとおりでございまして、これは全会一致で採択されたものでございます。北朝鮮に対して、すべての核兵器それから既存の核計画の放棄を改めて義務づけていると同時に、すべての核関連活動の即時停止を求めているものでございます。

政府といたしましては、北朝鮮がこうした国際社会の声に耳を傾けて、安保理決議の義務を履行することが北朝鮮自身の利益になると考えておりました。北朝鮮がこういう強硬路線を維持し、さらなる孤立を招くことがないように、諸問題の解決に向けて具体的な行動をとることを求めたい、そういうふうに思います。

○笠井委員

北朝鮮の軍事的な挑発、暴発を抑えるためには、我が党も一貫して主張してまいりましたが、やはり国際社会が一致して事に当たることだと思います。

そこで、今回の決議を見ますと、大事な点だと思いますのは、国連憲章第七章のもとに行動し、その第四十一条に基づいて措置をとるということを明記したことではないかと思うんです。

そこで確認なんです、この間、国連安保理ではこの問題をめぐっていろいろ議論があった、そして一定時間がかかったということも言われてまいりましたが、この北朝鮮の挑発行為に対して、国連憲章で言う第四十一条、つまり非軍事的、外交的措置という枠内で対応するということを改めて今回の決議では一致して確認し、決定したということで、それはよろしいんですね。

◆中曽根国務大臣

国連安保理が、国連憲章第七章のもとに行動して、国連憲章第四十一条に基づく措置をとることを今回の決議では述べているところでございます。これを受けまして、この決議では、本文におきまして、決議第一七一八号で定められました措置に加えて、もう御承知のとおりでございますが、武器禁輸や貨物検査、また金融面での措置など、強い内容が含まれることになりました。

先ほど申し上げましたけれども、国際社会が協力をして、北朝鮮に対しまして、挑発行為というのはみずからに不利益をもたらすだけであるということをしかりと示して、そして北朝鮮に行動を改めさせるということが一番大事ではないか、そういうふうに考えているところでございます。

○笠井委員

私が確認したいのは、新たな内容が一七一八に加えて加えられたということでありました、武器の問題あるいは貨物検査の問題、さらには金融面ということですが、それも含めましてこの決議全体の性格なんです、ここはいろいろ議論があった結果だということなんですけれども、この決議の前文の最後のところにありますが、今大臣も言われました、第七章に基づいて行動し、四十一条に基づいて措置をとるという、つまり、そこは非軍事的、外交的措置として全体がくくられている、そういうことなんですねということをちょっと確認なんです。

◆中曽根国務大臣

はい。今委員からお話がありましたけれども、国連憲章第七章のもとに行動し、国連憲章第四十一条に基づく措置をとるということを述べているものでございます。

○笠井委員

そうすると、そういう措置をとるということについて、そういう結果になった意義や重要性に

ついて大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

◆中曽根国務大臣

今、このような措置をとるということを述べたということによりまして、安保理の、大変、北朝鮮に対する、核実験などの行為に対する強い決意というものを示したものと考えております。

○笠井委員

強い決意とおっしゃいました。まさに今回の制裁措置というのは、非軍事的なものに限定する立場に立って、外交努力を通じて北朝鮮に核兵器の放棄を迫ることが、あるいはもう実験をしないということを迫っていくということが今回の決議に示された国際社会の総意であって、関係各国はそのために力を、努力を尽くすべきだということだと思います。決議に賛成した日本は、この立場で積極的に事に当たることが大事だというふうに私は申し上げたいと思います。

そこで、これも改めての確認になりますが、今回の決議では、すべての加盟国に対して、決議一七一八に基づく義務の履行ということをし、第七項で要請をし、その上に、大臣も今累次言われました、さらに幾つかの新たな措置を決めているということだと思っています。

ということは、つまり、決議一七一八に基づく義務を、すべての加盟国が決めたことはきちっと履行すること自体がまずもって重要な措置だ、それに加えてということではありますが、まず一七一八に決めたことをちゃんとやろうよということはもちろん改めてここで確認したということによろしいのかどうか。

◆石井（正）政府参考人

委員おっしゃいますとおり、まず、新たな措置に言及する前に、一七一八の実施を求めているということでございます。

○笠井委員

そうすると、それをしっかりやった上に新たな措置ということでもあります。

そこで大臣に伺いますが、今回の決議は、国際社会が一致して、今あったような、国連憲章四十一条に基づく非軍事的、外交的措置を通じて迫っていくというものになっておりますが、そういうときに、この決議の中で例えば貨物検査という項目があることを根拠にしながら、相手が核実験という許しがたい軍事的な対応をとったことに対してこちらの側も軍事的な対応をもってこたえていくとすれば、どういうことになるか。軍事対軍事のエスカレーションになって、国際社会の一致した努力に反して、事態をむしろ逆に危険な方向に導くことになってしまうのじゃないかというふうに思うんですが、そのところの考え方について、大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

◆中曽根国務大臣

この決議一八七四は別に軍事的な措置というもののだけを規定したものではありませんし、この中におきましては、例えば主文三十一では、対話を通じた平和的、包括的な問題の解決についての言及もあるわけでございます。また、北朝鮮に対しまして主文三十の方では六者会合の言及もあるわけでございまして、そういう意味では、引き続いて対話と圧力のバランスに意を用いながら北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決を目指す、そういうものであろうかと思っております。

我が国としても、そのような方向で最大限の外交努力を行っていきたいと思っております。

○笠井委員

ちょっと今の確認なんです、この一八七四は決して軍事的措置だけを決めたわけではなくてとおっしゃったんですが、それは違いますよね。非軍事が全体ですから、軍事的なのは入っていませんよね。そこをちょっともう一回言っていたかかないと、残っちゃいますので。

◆中曽根国務大臣

失礼いたしました。非軍事的な措置を定めたということでございます。

○笠井委員

そうしますと、今の問題、この北朝鮮に対してのことですが、当然、大臣の認識としては、軍事に対して軍事ということで対応してエスカレーションというのはよくない、悪化させる、そういうことは決して望んでいないということはよろしいですね。

◆中曽根国務大臣

北朝鮮は、あのような、再三の自制を求めたにもかかわらず、核実験を再度行いましたし、過日は長距離弾道ミサイルも発射したわけでありまして、そういう意味では、北朝鮮に対しましては、先ほど申し上げましたけれども、圧力というものも必要でありますし、国際社会が一致してこういう強い決議を出すことによって、北朝鮮のこのような行為に対する非難を行い、また決議違反である、そして北朝鮮がみずから解決に向けて取り組むということを要請しているものでございます。

○笠井委員

対話と圧力で、圧力一般ということではなくて、要するに、軍事ということで向こうがけしからぬ対応をしていることに対してこちらが軍事で対応するということになるとエスカレーションになって、それはまずい、そういうことは間違いないですね、そこは。

◆中曽根国務大臣

先ほどから申し上げておりますように、この決議は別に軍事のことということでやっているものではございませんので、対話、圧力、両方をもって北朝鮮に対する決議を行ったということでございます。

○笠井委員

ただ、この決議にある貨物検査などを根拠にしながら、では軍事の方向で出ていこうというようなことになって、相手が軍事的対応をするのにこっちも軍事で対応するという構図がさらにエスカレートすることになるということは、よくないし、あってはならないことだというのは、よろしいですね。

◆中曽根国務大臣

今、貨物検査のお話が出ましたけれども、貨物検査につきましては、我が国の場合につきましては、現在検討中ということでございます。

○笠井委員

ですから、北朝鮮が軍事で対応するというで、核実験もやり、こういう形で挑発もやっていることに対して、日本を含めて国際社会の側が軍事で対応するということになると、これは好ましくないし、まずいし、さらに事態を悪化させることとなりますね、そういうことを伺っているんです。

◆中曽根国務大臣

軍事で対応するというものではございません。国連の決議に基づいて検査なりを行うということでありまして、それにつきましては、今我が国としては検討中ということでございます。

○笠井委員

国連決議ということに基づいて軍事の対応というのは、これは非軍事的決議ですから、できな

いということによろしいですね。

◆中曽根国務大臣

そのとおりでございます。

○笠井委員

北朝鮮が軍事的な挑発をしようとしているときに、貨物検査においても自衛隊を動員して軍事的な対応に踏み出す、ましてや敵地攻撃論などは、軍事対軍事で緊張を一層激化させるもので、とってはならないことだと私は思います。暴挙をやっている北朝鮮だから、こちらの側が道理をもって結束し事に当たるべきだ。そうしないと、相手に核兵器を捨てると言う道理がなくなってしまいます。外交的手段を尽くして北朝鮮の核・ミサイル開発をやめさせる、それこそ一番強い対話なんだということを強調したいと思います。

そこで、関連して確認しておきたいんですが、国連安保理決議一七一九では、第十三項だったと思うんですが、関係国は緊張を悪化させるいかなる行動も慎むという項目がありましたけれども、今回の決議一八七四にもその趣旨は盛り込まれているのか、あるとすれば、第何項にどういう表現でされているのか、その項目を読み上げて紹介していただけますでしょうか。

◆石井（正）政府参考人

先生御指摘のように、一八七四にも同様の記述がございます。これは主文三十一でございます。念のため読み上げさせていただきます。

事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎するという記述がございます。

○笠井委員

この項目が改めて盛り込まれていることについて、大臣はこの意味についてどういうふうにご受けとめられるでしょうか。

◆中曽根国務大臣

今、政府参考人から主文三十一について説明がありましたけれども、これはまさに、対話を通じた平和的、包括的な、そういう問題の解決についての言及であると思います。我が国といたしましても、引き続いて、そういうところからも、対話と圧力のバランスに意を用いながら、この懸案の解決には最大限の努力を払っていきたいと思っています。

○笠井委員

今回の決議を根拠にして軍事的対応を持ち出すというのが決議に反するという事は明白だと思います。緊張を悪化させる行動を日本の側から起こすことは厳に慎むべきだと、この決議からきちっと銘ずる必要があると思います。

さらに伺いますが、今回の決議は、六カ国協議、六者会合についてどのように述べているでしょうか。その項目と中身について紹介してください。

◆石井（正）政府参考人

事実関係でございますので、私の方から答えさせていただきます。

一八七四号の主文三十におきまして六者協議への言及がございます。具体的には以下のとおりでございます。

平和的対話を支持し、北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰することを要請し、また、すべての参加国に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ

合衆国によって二〇〇五年九月十九日に採択された共同声明、並びに二〇〇七年二月十三日及び二〇〇七年十月三日の共同文書を完全にかつ迅速に実施するための努力を強化することを要請する。以上でございます。

○笠井委員

この項目について、すなわちこれを含む決議ということで一八七四が採択をされたときに、理事国からも、態度表明ということでずっと各国がやっております。アメリカ、中国、それから日本、英国、メキシコ、ベトナム、リビア、ウガンダ、ロシア、それからフランス、ブルキナファソ、オーストリア、クロアチア、コスタリカ、トルコ、韓国ということで表明されていますが、態度表明を見ますと、共通して、やはりこの問題について、この三十項目でうたわれて今紹介があったようなことについて、こもごもやはりこの問題の重要性について述べていると思うんですね。

大臣、この項目について、六カ国協議への即時無条件復帰を強く求めているわけですが、その重要性については改めて今の時点でどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

◆中曽根国務大臣

今、政府参考人から、主文三十ですか、御説明がありましたけれども、やはり政府といたしましても、北朝鮮をめぐる諸懸案の解決には、すべての関係国が参加しております六者会合が最も現実的な枠組みである、そういうふうに考えているところでございます。

そういう意味では、具体的な前進が得られますように、常に最善の方法を考えながら、六者会合のメンバー国であります米国や韓国などと緊密な連絡をとりながら、六者会合共同声明の完全な実施に向けて努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

○笠井委員

今ありました、まさにこの決議が強く求めているのは、六者会合への即時無条件復帰でありまして、制裁というのはその手段ということで述べられているわけで、それ自体が目的ではないと思うんです。平和的、外交的手段で解決することを基本に据えた今回の決議の方向で国際社会が一致結束することが平和解決を可能にする唯一の道だ、日本は外交において今こそイニシアチブを発揮すべきだというふうに思うんです。

今大臣からも、あらゆる手だてを通じながらとおっしゃったんですが、今、北朝鮮がああいう対応をしていますので、なかなか大変だ、困難だ、そういう中で、これからどういくかということについては、今からにわかになかなか言いにくいかもしれませんが、どのような見通しといますか、あるいはどのようなことを具体的に乗り越えながら、そして、復帰に向けて国際社会が一致して、特に六者会合参加国が連携をとりながらやっていくのか。その見通しとイニシアチブについての、今おっしゃれる範囲での基本的な考え方といますか、もうちょっと具体的に話を伺いたいんですが、どうでしょうか。

◆中曽根国務大臣

我が国といたしましては、何よりも、今般採択されました安保理決議一八七四号、これを実行あらしめるようにすることが大事だということがまず第一でございます。そして、我が国としても、この決議で決められたことをやはり実施に移していく、そして適切な対応を早期に行うということが大事であるわけでございまして、その対応方法については現在政府でも検討しているところでございます。

さらに、先ほどからお話ありますように、対話と圧力、その中でも六者会合、これを有効に活用する。北朝鮮がこれにさらに、従前のように、このメンバーとして共同声明の完全実施に向けてともに努力をする、尽力をするという形になるように、我が国としては、米国を初めとする関

係国と緊密な連携をとってやっていくということも大事だ、そういうふうになっているところがございます。

○笠井委員

日本は唯一の被爆国であります。言うまでもありません。そして、いわば北朝鮮からすれば海を挟んだ隣国であります、北朝鮮に核開発の放棄を迫って核兵器廃絶を求めていくという道義的な権利も責務もあると思うんですね。核開発をやめさせるために本当に国際社会が今努力しているときに、被爆国日本としての役割というのが外交でも非常に大きいと思います。

今回の安保理決議一八七四の採択時の、先ほどちょっと申し上げました理事国の態度表明を見ましても、例えばメキシコは、その発言の中で、核兵器が拡散する可能性はそれらの兵器が完全に廃絶されるまで残るだろうと。ウガンダの発言では、朝鮮半島において不拡散を達成することは重要であるという理由で我が国は決議の総意に加わった、しかし、より安全な世界を創出するためにはすべての核兵器を廃絶することが重要だと信じると。それから、ブルキナファソの発言では、決議を支持する、この支持は核兵器のない世界を希求する我が国の願いから発したものであると。こういうふうに通じて言われています。オバマ大統領のプラハ演説もあった。

そういう中で、世界的に核兵器のない世界を希求して、そして、拡散させない、あるいは北朝鮮に迫っていく上でも、核兵器廃絶をということで、やはり、より強い国際社会の一致した努力と活動が必要だし、そのことによって北朝鮮にも放棄を迫っていくということも大きいんだということがこもこも語られていると思うんです。

そういう世界の流れを見きわめて、被爆国日本として、その政府として、その点でいうと何をやっていくのかということについて、大臣の見解を伺いたいと思います。

◆中曽根国務大臣

今委員が御紹介されましたように、各国とも、やはり核軍縮、不拡散、核兵器のない世界の実現というのは、これは共通した目標であると思います。オバマ大統領の四月五日の演説もその一環で、大変前向きなスピーチをされました。

我が国の方も、委員も御承知かもしれませんが、たしか四月の二十七日でしたけれども、核軍縮スピーチを行いまして、核軍縮のための十一の指標、そういうようなタイトルで考え方を表明させていただきました。その中では、核兵器国の措置について、また多数国間でとるべき措置について、またさらには原子力の平和利用などについて述べたものでございますが、さらに、来年の早々には我が国で核軍縮のための国際会議を開くという提案も行ったところでありまして、いわゆる唯一の原爆の被爆国として、このような国際的な核軍縮の機運、この機会に我が国も積極的にこれに取り組んでいくということが大事だと思っております。

○笠井委員

まさに日本の役割は大事だと思うんですが、ただ、その際に、日本も、ではアメリカの核の傘にと依存しながら核抑止ということになりますと、これは本当に、相手に対しても迫っていく上でも、効果的などという有効な説得力を持ち得ないというふうに思いますので、まさに被爆国は、本当にその点で文字どおり核兵器廃絶ということで、国際交渉をそのために、条約のためにやろうじゃないかということ先頭を切ってやるべきだと、改めて今の事態の中でも強調しておきたいと思います。

(以下略)